

高知県公立中学校夜間学級設置準備委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本県における公立中学校夜間学級の設置に向け、必要な事項について検討するため、「高知県公立中学校夜間学級設置準備委員会」（以下「設置準備委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 設置準備委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 公立中学校夜間学級の設置及び開校に向けた準備に関すること。
- (2) 公立中学校夜間学級の設置及び運営に係る県と市町村との連携に関すること。
- (3) その他、公立中学校夜間学級に関すること。

(組織)

第3条 設置準備委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、市町村教育委員会関係者、学校関係者、県教育委員会代表、有識者等をもって構成する。
- 3 委員は、高知県教育長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員のうちから互選する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を総括する。

- 2 委員長は、委員以外の者の意見を聞く必要がある場合は、委員以外の者を出席させることができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 設置準備委員会の業務の充実のために事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県教育委員会事務局高等学校課に置く。

(庶務)

第6条 設置準備委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設置準備委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長及び委員の協議により定める。

附 則

この要綱は令和元年11月18日から施行し、令和2年3月31日に失効する。